

# Progress～進歩～

一期一会

22年9月号 (広告)  
 2010年9月1日発行  
 三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)  
 三宅税理士事務所  
 (有)シーエムエス  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第40号  
 発行担当者: 鳥越 俊佑

猛烈な残暑がまだまだ続いております。皆様いかがお過ごしでしょうか。今年の夏は連日真夏日熱帯夜が続き、冷房が効いた部屋との温度差で体調を崩してしまった…という方も多かったのではないのでしょうか。私も「この暑さ、いい加減にして…」と何度も思いましたが、暑さのおかげでアイスクリームやビールなどの夏物商品の売上は好調だったと聞きました。飲食店に入れば例年よりも大きく貼られた「かき氷」のメニュー、店先にところ狭しと並べられた色とりどりの水着。猛暑には猛暑に見合った販売戦略がいたるところで繰り広げられていました。周囲の情報、状況をいち早く察知し、それをプラスに捉えて先手を打つ。これが商売の基本なんだと改めて気付かされた今年の夏でした。

さて、今月は消費税の「課税事業者」と「簡易課税制度」について取り上げていきます。平成22年度の税制改正でも改正があった論点ですので、改正点についても簡単に触れていきたいと思ひます。

## 1. 消費税の「課税事業者」とは？

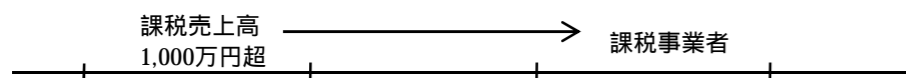
(1) 「課税事業者」  
 課税事業者とは、消費税の確定申告書を提出しなければならない法人あるいは個人事業者を指します。  
 ( 消費税は法人税などとは違い、すべての事業者が確定申告書を提出する必要はありません。 )



課税事業者 …… 『基準期間における課税売上高(注1)』が1,000万円を超える事業者

これとは逆に、消費税を納める義務がない事業者を免税事業者といひます。

(注1) 基準期間における課税売上高とは、前々年度中の売上(税抜)を指します。したがって、初めて売上が1,000万円を超えた事業者はその翌々年度から課税事業者になることになりまひます。また、土地の売上や貸付、住宅の貸付など消費税の非課税とされているものは、課税売上高には含まれません。  
 なお、免税事業者は税抜という考え方ができませんので、課税売上高も税込で計算します。



基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても新規設立の場合などには課税事業者になる場合もあります。詳しくお知りになりたい方はお手数ですが当事務所までご連絡ください。

(2) 「課税事業者の選択」  
 免税事業者に該当する事業者であっても、**届出書を提出することにより「課税事業者を選択」することもできます。**  
 「えっ？課税事業者って消費税を納めなければならないんでしょ？何でわざわざ課税事業者になる必要があるの？」  
 そう思われる方も多いのではないかと思ひます。  
 消費税の計算は、売上に係る消費税(預かった消費税)から仕入などの経費に係る消費税(支払った消費税)を差し引くことにより計算します。ですから預かった消費税よりも支払った消費税が多ければその事業者は確定申告により消費税の「還付」を受けることができます。しかし、免税事業者はその還付を受けることができないのです。  
 消費税には減価償却という考え方がないため、多額の設備投資をした場合にはその資産を購入した年度に多額の還付を受けられる場合があります。そのような場合のために課税事業者の選択という制度が設けられているのです。  
 大きな設備投資をされる際は、まず当事務所にご連絡くださひますようお願いいたします。



## 2. 「簡易課税制度」って？

簡易課税制度とは「支払った消費税」を計算する際の簡便計算のことです。「支払った消費税」を計算するのは手間であり、取引ごとに消費税がかかる取引か、かからない取引かを判定しなければなりません(原則課税)。それに比べ、簡易課税制度は売上に対し右記のパーセンテージを掛けた金額を「支払った消費税額」とする計算方法なので経理が非常にラクなのです。  
 (ただし当事務所では毎期、原則課税と簡易課税をいずれも予測計算し、どちらが納付税額を抑えられるかという視点でお客様にお話しております。)

<業種別のみなし仕入れ率>

第一種事業(90%)	卸売業
第二種事業(80%)	小売業
第三種事業(70%)	農業、漁業、建設業、製造業等
第四種事業(60%)	第一種から第三種及び第五種事業以外の事業(飲食店業、金融・保険業等)
第五種事業(50%)	不動産業、運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)

2種類以上の事業を営む場合には、別途計算が必要です。

### 簡易課税制度を受けるための要件

- 1で説明している「**基準期間における課税売上高**」が**5,000万円以下**であること
- 「**簡易課税制度選択届出書**」を事業年度開始前に提出していること

なお、簡易課税制度をやめる場合には、不適用の届出が必要となります。



## 3. 1, 2の届出書の提出について



1(2)の「課税事業者の選択」および2の「簡易課税制度の選択」の届出は提出年度の翌年度から適用されます。

例えば、個人事業者の場合には適用を受けたい年の前年の12月31日まで、3月決算法人の場合には適用を受けたい事業年度の前事業年度の3月31日までに届け出ておく必要があります。免税事業者が、消費税の還付が生じることが分かってから課税事業者になると思って、「時既に遅し」なのです。(ただし、少し細かいお話になってしまひますが、消費税には期間短縮という制度があり、その制度を併用することにより還付を受けることができる場合もあります。)

このことから、当事務所では選択の余地のあるお客様に対し、「翌年に設備投資の予定はないですか？」とお尋ねし、多額の設備投資を予定しているお客様には、原則課税による課税事業者を選択することをお勧めしています。

また、「課税事業者」や「簡易課税制度」はいったん選択すると、最低2年間(4を参照)は取りやめはできません。

## 4. 平成22年度税制改正点



「課税事業者」を選択した場合の強制適用期間の見直しがありました。  
 従来の取り扱い…2年継続適用。  
 改正点 …上記2年間の間に調整対象固定資産(注2)を取得した場合には、その取得をした期間を含む3年間  
 は課税事業者の取りやめはできなくなりました。さらにその期間中は簡易課税制度も選択することができなくなりました。

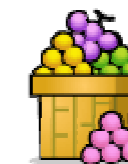
(注2) 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円(税抜)以上のものをいひます。代表的なものは建物、機械、車両などの固定資産です。

### <将軍の日>

毎月開催中の**利益計画書作成セミナー：「将軍の日」**  
 今月の開催日は**9月16日(木)**です。  
 昨年将軍の日に来られたお客様で、今年も将軍の日にお越し頂ひている方もおられます。  
 まだ将軍の日にお越し頂ひていないお客様、一度将軍の日に参加してみませんか？



開催日	対象者	申込期限
9月16日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月10日(金)
10月14日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月8日(金)
11月18日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月12日(金)



### <9月スケジュール>

10	金	*8月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
16	木	*利益計画書作成セミナー：将軍の日
30	木	*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)